



介護保険制度の見直しまとまる 社保審介護保険部会

◎医療法等改正に関する意見とりまとめ

社保審医療部会

社会保障審議会医療部会は、政府の社会保障制度改革の検討を踏まえ、医療提供体制の改革の具体的内容について6月から10回にわたり検討してきた。19日の第38回で「医療法等に改正に関する意見」としてとりまとめた。この中には、「特定行為に係る看護師の研修制度の創設」を含むチーム医療の推進、看護職員確保対策としてのナースセンターへの届出制度の創設、医療機関の勤務環境改善マネジメントシステムの創設、病床機能報告制度の創設、地域医療ビジョンの策定、看護師等の医療従事者確保に活用できる都道府県の基金創設、医療事故に係る調査制度の創設など多くの法律改正事項が盛り込まれている。厚生労働省は、医療法、保健師助産師看護師法、看護師等の人材確保の促進に関する法律など関連法の改正を一括法案として、来年の通常国会に提出する予定。既に、自民党厚生労働部会では、審議が始まっており、高階議員、石田議員が看護の立場から積極的に発言している。

◎認知症対策や在宅医療は市町村が実施

介護保険見直し

社会保障審議会介護保険部会が20日に開かれ、「介護保険制度の見直しに関する意見（案）」が取りまとめられた。地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保の2点を基本的な考え方が据えられている。認知症対策や在宅医療等を市町村が実施するなど、地域支援事業、予防給付、一定以上の所得者の利用費用負担の見直しなどについて、次期国会で審議の予定。また、基準の見直しや介護報酬改定で対応すべき事項は、引き続き介護給付費分科会での議論が行われる。